

岐阜県公報

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課) 三六二

公 示

落札者等に関する公示

(市 町 村 課) 三六一

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三六一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 三六一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 三六三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 三六三

土地改良事業計画の変更認可

(農地整備課) 三六五

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三六五

告 示

岐阜県告示第三百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
小 樽	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)
字三把野	一六三四三番一 一号
字三把野	一六三四九番一 二号
字三把野平	一六三七二番 三号
字外洞	一六三八〇番一 四号
字三把野	一六四四五番一 五号
字三把野	一六三一一番三 六号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 西尾 勝
東京都千代田区一幡町25番地
- 6 契約金額 48,031,183円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部市町村課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十六日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Chain of Emotion
- 三 代表者の氏名 長瀬 聡
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市中恵土一七七番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ストリートダンスの普及と振興に関する活動を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、児童及び青少年の健全育成と指導者の育成による職業能力の開発と雇用機会の拡充を支援することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県訪問介護協会
- 三 代表者の氏名 林 一成
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今町四丁目二〇番地 アルフレッサ日建産業株式会社本社ビル五階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、訪問介護事業を行っている事業者と介護従事を志す人への質を高める事業を行い、豊かで安心して介護を受けられる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒビッドタウン関ヶ原
- 三 代表者の氏名 桑原 榮作
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三〇一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に対して福祉と高齢者の生きがいづくりに関する事業を行い、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年五月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年四月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社コメリ
株式会社コメリ
株式会社セブン イレブン・ジャパン
建物の名称及び所在地
コメリハード&グリーン土岐下石店・セブン イレブン土岐下石西店
土岐市下石町西山三〇四番二七 外
- 三 大規模小売店舗の新設日
平成二十七年十二月三十一日
- 四 店舗面積

- 一、一四四平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
四二台
- 七 荷さばき施設の面積
一〇八・五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年四月二十八日
- 二 届出者の氏名又は名称
三菱UFJリース株式会社
東京センチュリーリース株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
ロックタウンかかみがはら（Aゾーン）
各務原市蘇原花園町一丁目二〇 一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ロックタウンかかみがはら（Aゾーン）
（変更後）イオンタウン各務原（Aゾーン）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史 外一者
(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

東京センチュリーリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ロックタウンかかみがはら(Bゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックタウンかかみがはら(Bゾーン)

(変更後) イオンタウン各務原(Bゾーン)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

東京センチュリーリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ロックタウンかかみがはら(Cゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目二六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックタウンかかみがはら(Cゾーン)

(変更後) イオンタウン各務原(Cゾーン)

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロイ 代表取締役 田代 正美 外三者

(変更後) 株式会社パロイ 代表取締役 田代 正美 外三者

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
下池西部土地改良区	養海老津町市	平成二七・五・一一

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二号の一八 平成二七・一・一六 〔同岐西建築第一三三号の四〇 同二七・三・三一〕	瑞穂市牛牧字細道一〇四〇番一、一〇四二番一及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）	道路	開発登録簿による	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐西建築第九号の一三 同二七・一・一八	安八郡神戸町大字丈六道字村西三番七 五番一、五番二、六番一、六番二、六番四及び同 町大字丈六道字村北四三 六番一三	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦
同岐西建築第八号の一 同二六・一〇・二四	不破郡垂井町綾戸字河原道一〇四二番 一〇四五番、同 町綾戸字不破ノ初一 五一番一及び垂井町所管法定外公共物 （道路及び水路）	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦
同中建築第六三三三 同二六・九・二九	関市西本郷字笹島一三六番一及び一三 六番四から一三六番七まで、一三七番 一、一三八番一、一五〇番一の一部 一五〇番四、同市東本郷字名無木一五 三番一の一部、一五四番一の一部及び 一五五番三の一部	水路	同	岐阜市宇佐南四丁目一三番一号 岐阜県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 馬 場 敏 朗

<p>同 中 建 築 第 六 三 号 の 二 同 二 六 ・ 一 一 ・ 二 八</p>	<p>関 市 豎 切 北 五 番 一 及 び 五 番 二 、 六 番 一 か ら 六 番 三 まで 、 七 番 一 一 番 まで 一 二 番 三 、 一 二 番 五 、 一 八 番 一 、 一 九 番 六 及 び 一 九 番 七</p>	<p>同 東 建 築 第 七 四 号 同 二 六 ・ 四 ・ 二 五 同 東 建 築 第 七 六 号 の 一 〇 同 二 七 ・ 二 ・ 一 六</p>	<p>土 岐 市 土 岐 ケ 丘 四 丁 目 二 番 一 、 同 番 三 八 及 び 三 九</p>	<p>道 路 公 園 水 路</p>	<p>道 路 公 園 水 路</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>愛 知 県 豊 田 市 大 林 町 一 丁 目 八 一 番 地 トヨタすまいるライフ株式会社 代 表 取 締 役 清 水 一 平</p>	<p>羽 島 郡 岐 南 町 上 印 食 八 丁 目 八 二 番 地 大 丸 開 発 株 式 会 社 代 表 取 締 役 白 井 泉</p>
--	--	--	--	------------------------	------------------------	----------	----------	---	--

平成二十七年五月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社